

七 信託業法（大正十一年法律第六十五号）

改正案	現行
第十条 信託会社が信託財産トシテ所有スル有価証券ニ付テハ信託ハ信託法第三条第二項ノ規定ニ拘ラズ固有財産トシテ所有スル有価証券ト分別シテ之ヲ管理シタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得 ② 信託会社が信託財産トシテ所有スル登録社債等（社債等登録法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル社債並同法第十四条ノ規定ニ於テ準用スル同法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル地方債、債券、公債及社債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第五条ノ移転ノ登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキハ同条並信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録社債等ヲ処分シタルトキハ受益者ハ同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得 ③ 信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録国債（国債ニ関スル法律第二条第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル国債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第三条ノ移転ノ登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキハ信託法第三条	第十条 信託会社ガ信託財産トシテ所有スル有価証券ニ付テハ信託ハ信託法第三条第二項ノ規定ニ拘ラズ固有財産トシテ所有スル有価証券ト分別シテ之ヲ管理シタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得 （新設） （新設）

第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録国債ヲ処分シタルトキハ受益者ハ同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得 ④ 信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託会社ニ之ヲ適用セス ⑤ 信託会社ハ金銭信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財産カ取引所ノ相場アルモノナルトキハ信託行為ニ依リ受益者ニ対シ負担スル債務ヲ履行スル為必要ナル場合ニ限り信託行為ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト為スコトヲ得	② 信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託会社ニ之ヲ適用セス ③ 信託会社ハ金銭信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財産カ取引所ノ相場アルモノナルトキハ信託行為ニ依リ受益者ニ対シ負担スル債務ヲ履行スル為必要ナル場合ニ限り信託行為ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト為スコトヲ得
--	---